

国や自治体はなぜ、 どのような文化政策をやっているか

独立映画鍋 文化政策ゼミ #1

コロナ禍を経て～求められる文化芸術への支援のカタチ

講師：作田 知樹（さくた・ともき）

文化政策研究者／実務家

2018-2020 「文化庁 諸外国における文化政策等の比較調査研究事業」調査担当

国際交流基金 ロサンゼルス日本文化センター前副所長

芸術を支援するボランティア弁護士団体「ARTS & LAW」ファウンダー・元代表理事

「PROJECT THE BARB」 「アートマネージャー・ラボ」メンバー

京都精華大学大学院非常勤講師

ほか

「一般的に、政治と芸術は互いに関わりすぎるべきではないという思い込みがある。だが両者には、重要な共通点がある。政治と芸術は、どちらも意味をつくり出す手段なのである。それらは、価値観に関わり、感情を引き起こし、心を変化させようとする。とりわけ政治と芸術は、文化が生活様式であるだけでなく、生活を形づくる手段でもあるという、社会におけるより広い意味での文化をつくることに、共通の関心を向けている。」

(ロバート・ヒューイソン著 小林真理訳 『文化資本—クリエイティブ・ブリテンの盛衰』 p12)

目次

1. 文化政策とは

(1) 「公共政策」としての「文化政策」の基本

(2) 「産業政策」等との異同：

コンテンツ政策？ クリエイティブ産業政策？ 文化外交？

(3) 先進国文化政策における国家の役割と近年の傾向

(4) 日本の文化政策を実施する主体・法的根拠と現在の状況

2. 文化政策の中での映画振興政策の特殊性

3. 今後の方向性

コロナ禍以降の新たな文化政策の流れはどうか

1.文化政策とは

(1) 「公共政策」としての「文化政策」の基本

Q.そもそも「政策」とは？

1.行政用語としての「(公共)政策」

＝政府の方針・方策・構想・計画の総称

- 政府が（目的達成や問題解決のため）その環境諸条件またはその対象集団の行動に何らかの変更を加えようとする意図のもとに、これに向けて働きかける政府の活動の案
 - まだ決定・実現されていないものを含めて指す場合と、既に決定済み・執行中のものを指す場合の両方がある
 - 現代国家においては、政府（国/自治体）が全く関与せず民間主体に任せ た場合の活動の達成水準が不満足な場合、補完するためにあえて政府が実施する、というのが原則的。

Q. 「政策」とは？

2. (営利／非営利を問わず) マネジメント用語として

での「政策」＝以下の3つのレベルの概念セット。※公共事業の中でのマネジメント用語としても使われるのでややこしい

- ①政策目的 (理念：価値の実現／問題解決に向けた表明)
- ②政策指針 (政策決定：複数の施策プログラムの相乗効果などを織り込んだもの)
- ③政策手段 (単体の施策プログラム／事務／事業実施)

Q. 「芸術」を支援するのが文化政策ですか？

1980年代以前は各国ともその傾向が強かったが、その後、大衆文化、映画やゲームなどのメディア文化の振興、生活文化の維持、さらに近年は社会問題への芸術的手法による関与も対象に入ってきている。下記は伝統的分野を示す。

- ・ 芸術家・芸術団体の創造活動の奨励・支援（資金提供）
- ・ 優れた芸術家の顕彰
- ・ 文化関係分野の人材育成
- ・ 文化財や文化資源の保存・活用
- ・ 文化に関連する基盤的制度（文化施設の設置・維持、著作権制度等）の整備
- ・ 文化の普及と一般の人々の文化活動への参加機会の拡充
- ・ 地域／コミュニティレベルにおける文化振興
- ・ 国際文化交流・協力
- ・ 国際的なプレゼンスの向上

文部科学省・文化庁における「文化」の定義

1949年文部省設置法

2条1項2号：「文化」とは、芸術及び国民娯楽、国宝、重要美術品、史跡名勝天然記念物その他の文化財、出版及び著作権並びにこれらに関する国民の文化的生活向上のための活動をいう。

2項：この法律で単に「教育」という場合には、学術及び文化を含むものとする。

3項：第十条中「社会教育」には、文化（出版及び著作権を除く。）を含むものとする。

1999年文部科学省設置法

「文化」の定義は削除。

文化の振興及び普及（と国際交流）、研究など、所掌事務レベルでは書かれているが定義はない。

2001年文化芸術振興基本法、2017年改正文化芸術基本法などでも定義なし。

（なお「文化芸術」という用語は2001年法において出現した新しい日本語である）

「文化」の意味範囲には注意が必要

- 「文化(CULTURE)」は近代の発明品：意味範囲は国・時代ごとに異なる。「文化政策」の範囲や社会における位置付けにも関わるので注意が必要
- 近代以降「文明 (CIVILIZATION) 」との意味の差異
 - イギリスとフランスでは意味が接近し、啓蒙・教養的な意味を持つようになりどちらも使われる
 - ドイツでは対立概念として捉えられ、次第に「文化(KULTUR)」は政治経済社会的事実と異なる精神的・芸術的・宗教的事実（の価値の高さとそれを踏まえた生活様式）を表す用語となる。ドイツの民族主義を背景として、「文明」はフランスを中心とするヨーロッパ的なもの、その中でドイツの民族の独自性、固有性を求める動きが「文化」の価値を押し上げたとされる
 - ⇒民族主義と結びつき、国家イデオロギー的概念に結びつく
- アメリカでは文化人類学が発展し、ルーツや種族など共同体、国民間の境界を前提とした複数形の「文化 (CULTURES) 」⇒文化間のギャップが前提
- 日本では大正時代以来「文化」≒西洋化・進歩化、戦後外来訳語の意味も
- 第二次大戦後の「対抗 (大衆) 文化」 (教養として的高级文化との対比)

1.文化政策とは

(2)「産業政策」等との異同

文化に関する行政施策は多岐にわたり、わかりにくい

<規制行政>

- 放送・電波・ケーブルテレビ・ネットワーク：コンテンツ流通市場の多様化を目指し、巨大メディアが番組を所有することへの規制（米国）
- 保護政策：文化財の保護、自国制作映画の優遇
外国産コンテンツ割当規制（クォータ制：／外国産映画の放映を制限[EU、韓国等]）
- その他：違法・有害・憎悪コンテンツや虚偽広告の規制・取締り（レーティングなど民間主体の自主規制／官民共同での規制も含む）
- EG. 香川県のネット・ゲーム依存症対策条例

<給付行政>

- 認定文化財や優れた作品への資金提供
- コンテンツのプロモーション助成やフィルムコミッション支援、映画祭・芸術祭・文化イニシアチブの支援や主催
- 非商業放送局や非商業的作品を上映する映画館、国際文化交流・学术交流・語学教育の支援
- 金融関連優遇措置：各種の税制優遇、公的機関による債務保証、政策投資銀行の利率優遇、官民ファンド等
- 芸術家・クリエイター・関連専門家の直接雇用

<その他>

- 著作権制度：コンテンツ流通促進と権利者への利益還元のバランスを取る制度の整備・修正
- 人材育成等：教育機関の設立支援、職業教育の実施、芸術教員スキルアップ支援、芸術家社会保険制度
- 非財政的な名誉・信用の付与：顕彰制度、認定制度、後援等

文化政策と産業政策の異同

文化政策（広義）

【相違点】

産業政策

目的：文化的人権の充足＝人々の生活（精神生活を含む文化的）の質的向上・活性化

次世代社会への意識啓発（例：ダイバーシティ、エネルギー／環境問題、高齢化社会、創造的な教育など）

対象：非営利活動を中心とする芸術文化活動の主体、（有形／無形）文化財たる物や活動。固有のテーマは存在するが日本国内ではあまり意識されていない

目的：産業の育成・発展、および競争環境の整備、国際競争力の強化。

（例：「文化産業」「広告・メディア産業」「高付加価値産業」「コンテンツ産業」「クリエイティブ産業」「観光業」など）

対象：産業や企業の行う産業活動や企業の取引活動。経済政策

【共通点】

目的：国内外への文化情報発信による対外的認知向上がもたらすブランディングの強化（副次的にソフト・パワーや国民アイデンティティ、プライドの強化）

手法：補助金等による支援・振興、補助金や税制優遇、および認定制度や顕彰等による公的信用の付与等
伝統工芸、工業デザイン・建築等の分野においては重なる点が多い。

弱点：多数派の支持を得にくいため、行政・官僚機構に政治からの自律性がなければ
戦略的・革新的な推進が困難。

現代の文化政策には、国や政治的指向を超えて、文化政策固有のテーマが実はある：下記は例

(が、日本ではあまり意識されておらず、国や都市行政の文化担当者や首長の理解度も不十分)

1. 「文化的公平性の向上」

文化へアクセスしづらい人がいるのでアクセシビリティ（参加しやすさ）を高める

2. 「社会や地域への新たな視座をもたらす活動を支援する」

社会の中や地域に埋もれている人や文化的資源に光を当てる

3. 「社会や地域の新たな文化的ニーズへの活動を奨励する」

防災や環境、高齢化、教育などの様々な問題への文化的なアプローチ

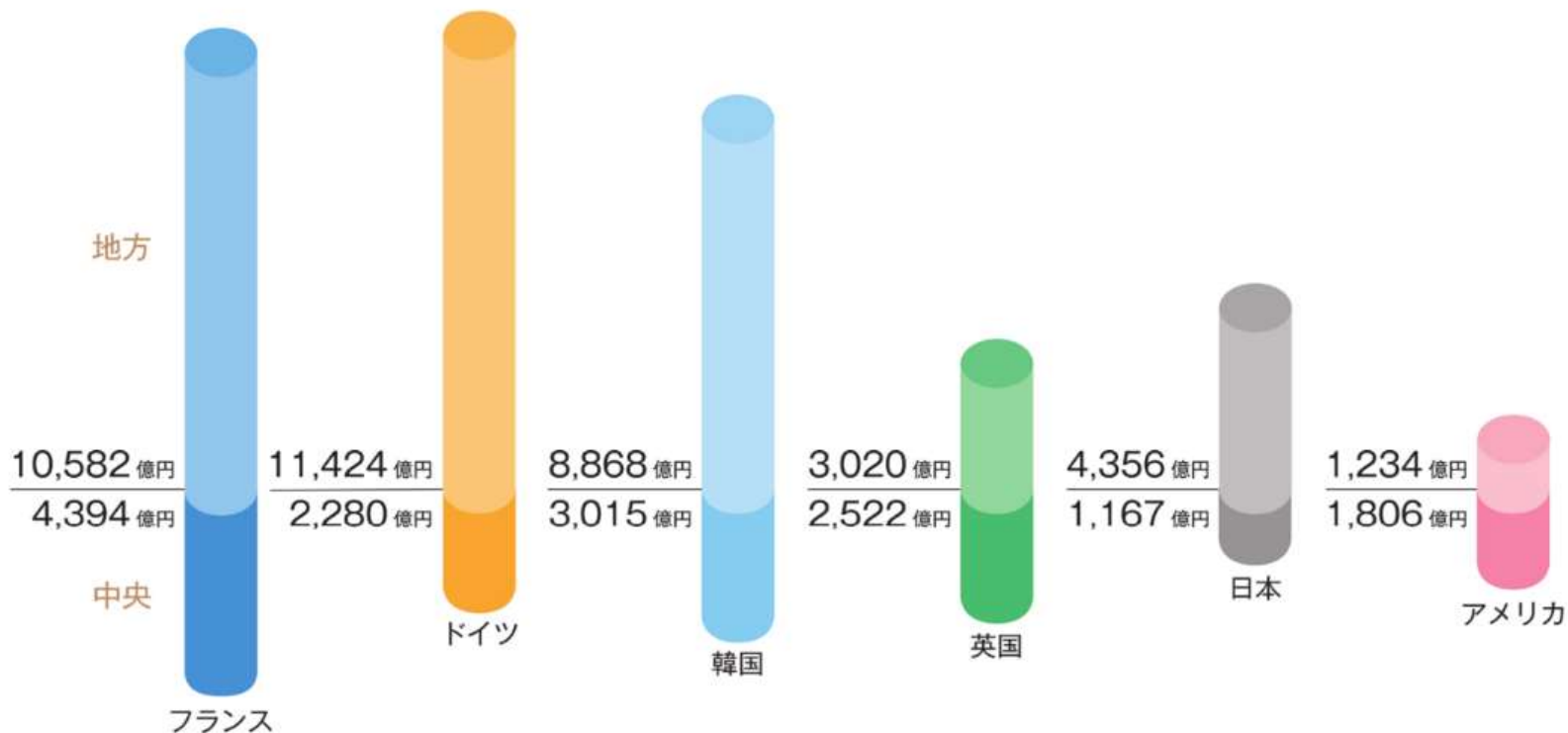
4. 「文化芸術活動に携わる人たちや観客に新たな刺激をもたらすアイデアを実現する」

異質な人や他の地域・海外との交流など

1.文化政策とは

(3) 先進国文化政策における国家の役割と近年の傾向
～「文化予算の国際比較」の前提として～

● 中央政府と地方政府を合わせた公的文化支出の額は？〔日本円換算〕

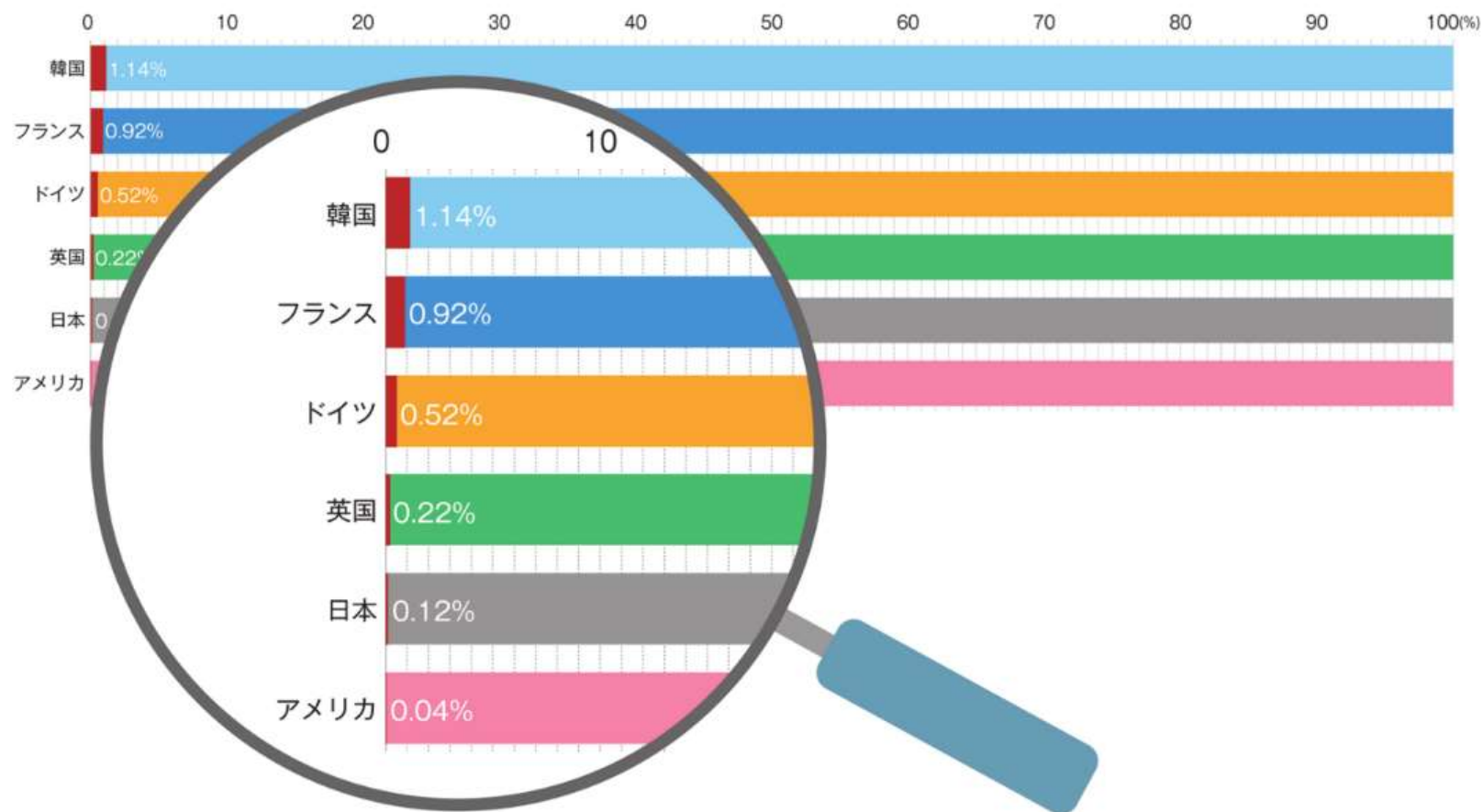


文化政策への支出は中央政府だけでなく地方政府、民間からの寄付等でも賄われる。
 ここでは中央政府と地方政府の文化支出を合わせて各国比較を行っている。
 (ただし国によって地方政府の文化支出のデータの入手可能性に差があり、正確な把握にはさらなる調査を要する。)

資料：令和元年度『諸外国における文化政策等の比較調査研究事業報告書』
 ※2019年度調べ

※各国通貨の円換算は「関税法第4条の7に規定する財務省令で定める外国為替相場」(適用期間：令和2年1月5日から1月11日まで)に従った。
 (£=141.90円/\$=109.45円/€=121.37円/ウォン=0.0945円)

● 国家予算に占める文化支出の割合は？



資料：令和元年度『諸外国における文化政策等の比較調査研究事業報告書』
※2019年度調べ

18世紀以降1980年代までの文化政策（世界） その1

1, 自由放任主義時代

- 国家観の変容（消極国家、夜警国家）

2, 19世紀初頭から1945年まで

- 国家学における、国家による人々の精神的領域（教育等）に対する責務論
- 国家の役割は制限的に捉えつつ、自立した文化領域の保護者・振興者と位置づけ
 - 人間の内面に国家は踏み込めないが文化育成の領域について国家や行政の補完は必要。
- 文化コンテンツへの政治的検閲の強化（文化統制体制の確立）
 - 文化領域への規制の正当化
 - 文化領域の自律性の観点から、特に教育分野から激しい抵抗
 - 文化領域の自由論、国家関与の慎重論→市民の自由運動
- 1919年ワイマール憲法における「芸術・学問・教授の自由」の規定

18世紀以降1980年代までの文化政策（世界）その2

3, 20世紀中盤における「パトロンとしての国家」の出現

- 自由放任・国家からの自由の時代を経た後で登場する
- 経済性を重視すると商品価値が高いものしか生き残れない状況になる
 - 大衆文化の広がりがナショナリズムと結びつくと、強力な文化統制に至る
 - さらに全体主義国家も登場し、芸術の政治的利用／文化への極端な介入が行われる
 - 「大ドイツ芸術展」「頽廢芸術展」／スターリニズム／日本の翼賛体制や文化統制
- 福祉国家論の広がり
 - イギリス（ケインズ）、アメリカ（ニューディール政策）

4. 冷戦下における国家レベル・国際関係的な文化のあり方の模索

- 国連における人権条約、ユネスコによる文化的諸権利の啓発
- 米国の国際的威信を高める動き（※冷戦集結後は中国がそれに代わる）
 - 米国国務省やロックフェラー家の資金による現代美術振興、欧州における自国文化の宣伝
 - 結果的にドイツ統一・冷戦終結をもたらしたともいえる（ソフト・パワー）

主要国の文化政策における国家の役割

4つの基本パターン（原型）

「技師型」

中国・ベトナム・北朝鮮・
(以前の旧軍政時代の)韓国等
政府が文化を管理する

「建築家型」

フランス・ドイツ(州)等
政府自身が文化専門機関となる

「ファシリテーター型」

米国

国立施設以外への政府支出は極小

「パトロン型」

英国および英連邦諸国
助成中心の文化専門機関が間接的に支援する

主要国の文化政策における4つの基本パターン*

- 1. 技師（エンジニア）型**：国家が自ら「公式の文化・芸術」を作り管理する事業主体となり、芸術家を育成・雇用し指揮する。検閲は当然の前提であり、表現の自由は制限され、また海外文化を警戒し規制することも多い。政府と特定機関の癒着により革新が起きにくく、表現のレベルや多様性の点で不利とされる。
- 2. ファシリテーター型**：国立施設以外は寄付税制などの条件整備中心で、政府の財政支出がごく少ない。背景に、政府が資金を出せば必ず口も出すという不信感がある。政府の役割は不必要な規制など、発展を拒む障害物を排除し、競争を促進する。政府の介入・検閲防止と多様性確保の観点からは好ましいが、その時の時流に乗れず商業的に成功しない芸術家・団体は活動継続が困難になりがちとされる。英米においてはこの形が基本だが1930年代米国は建築家型を取り入れた。また1940年代から英国、1960年代から米国でパトロン型が取り入れられ、純粋にファシリテーター型の主要国はもはや存在しない。

* The Arm's Length Principle and the Arts: An International Perspective - Past, Present and Future
Chartrand, Harry Hillman and McCaughey, Claire 1989 による整理をベースに追記

「技師型」

中国・ベトナム・北朝鮮・
(以前の旧軍政時代の)韓国等
政府が文化を管理する

「建築家型」

フランス・ドイツ(州)等
政府自身が文化専門機関となる



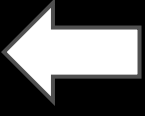
「ファシリテーター型」

米国

国立施設以外への政府支出は極小

「パトロン型」

英国および英連邦諸国
助成中心の文化専門機関が間接的
に支援する



主要国の文化政策における4つの基本パターン*

3. 建築家（アーキテクト）型：文化省や専門部局を置くなどし、政府からの直接支出で芸術家や専門官僚を含む専門家の育成を行うとともに、芸術的な成果に対して政府が責任を負う（ただし多くの場合、専門家の自治・自律が前提）。

必ずしも多くの人々の支持を得ない文化的活動であっても専門的見地から評価されれば長期的な財源が得やすいのがメリットだが、その分創造的な革新が停滞しがちとも言われる。また論争的な内容の作品への政治的検閲のおそれはある。

4. パトロン型：政府からの財政支出（ただし配分や結果は専門家に委ねる間接支出）あり。これにより芸術家は商業的成功なしに継続できる可能性が生まれ、非営利的なプロフェッショナル芸術の振興（≒商業主義の緩和）が見込まれる。ただし政府の無責任な財政支出として批判されがち。また、論争的な内容の作品に対し、直接的な検閲はなくとも、公益性や品位などの抽象的な条件で助成が取り消されることはある。

* The Arm's Length Principle and the Arts: An International Perspective - Past, Present and Future
Chartrand, Harry Hillman and McCaughey, Claire 1989 による整理をベースに追記

「技師型」

- 一党独裁国家（政府）で取られることが多い
- 政府の威信と政権の正統性の確保が重要な目的となるため、そこに害をなす可能性があるものは許可されない
- 癒着・既得権益構造ができやすく革新性に欠けるため不人気になりがち。その分外国産コンテンツへの規制が厳しい
- 治外法権や外交上の地位を持つ外国機関の支援による、規制を逃れた欧米型のアート（資金と場所）も存在し、それに依存するタイプの表現もある

「建築家型」

- 政府の存在目的としての、文化による人民の統合・包摂
- 外来・商業文化への警戒感、放送局への様々な義務付け（放映権のプリセールス購入、クォーター制等）
- 社会福祉的に政府が芸術活動を直接的に支援する（フランスの場合は文化省、ドイツは州政府）※専門家自治が前提
- 芸術家に対する社会保障が他の専門的職業と同様に充実、フランスでは給付金付き職業訓練制度（講師の雇用も）、ドイツ・オーストリアでは芸術家社会保険あり（生活保護の上乗せ的な制度）

「ファシリテーター型」

- 非営利法人税制による巨大資金を有するセクターの存在
- 国は国立施設には多額の資金を、それ以外には少額の資金を専門家委託で助成する（民間資金に比べ割合は低い）
- 政府（特に連邦政府）への幅広い不信感もあり、社会問題に対する民間主導ツールとしての芸術のイメージが強まる
- 冷戦時代は国家戦略としての自国文化の育成・発信に正当性がありNEAの設立や国務省による米国現代アートの宣伝に結びついたが、近年は公的資金の投入に対してはそれに見合った社会的便益をもたらすことが強く期待されている

「パトロン型」

- 卓越した芸術を支援することを基本とする
- 学術機関への支援と同様に、資金を専門家に委託しその自立に任せる（アームズ・レングス原則）
- 1970年代以降はエリート主義的であるとの批判が年々強まり1980年代以降、（特に映画は）商業的成功を重視
- 1990年以降は地域経済再生などの社会環境整備のためのツールの役割が強まる。英国の新しいイメージの創出に一役買ったが、ロンドン・オリンピック以降は低迷。
- 主にプロフェッショナル人材育成分野で民間資金を導入

1980年代以降：パトロン型／建築家型への収束

- 技師型を取る国を除き、現在では多くの国・自治体で「建築家・パトロン・ファシリテーター」の複数が組み合わされるようになってきた結果（なお知識経済の進展により新たな「守護者型」モデルを追加すべきという考え方もある）、パトロン型と建築家型に収束しつつあるとされる。
 - 【英国】パトロン型の「アーツ・カウンシル」が有名だが、それ以前から主要な美術館・博物館と大英図書館に対しては、建築家型である。
 - 【日本】戦後、国立施設運営と文化財行政が中心（ここは建築家型）。芸術振興は1980年代以降に舞台芸術を中心にパトロン型の支援を設けた。その後、パトロン型の芸術文化振興基金を通じた美術や映画の支援を追加。

パトロン型と建築家型への収束の背景

- 福祉国家の終焉
- 冷戦終結により文化的優位が経済戦略の文脈に回収される
- 財政赤字の増大・行政改革、先進国における社会の高齢化（＝労働人口の相対的減少）
- 専門的な文化・芸術は、（学問・大学と同様に）社会から一定程度の自立性を確保しつつ、どのようにその自律性を確保できるかが問題となっている。
 - 特にファインアートについては官民ともに支援が縮小。都市再生、経済や福祉への独自の貢献を示さなければ正当化が難しい。
- 「芸術文化政策」から「文化政策」へ
 - 社会環境整備や、生活基盤の整備の延長線上でより豊かな生活を求める市民への対応などが含まれるようになってくる
- 「文化首都」、国営宝くじ、税制と資金調達、マーケティング

(補足) 文化への寄付関連は米国以外でも整備が進んでいる

- 美術品の寄付税制や、非営利文化機関への税優遇等については、1980年代以降アメリカ以外の国に様々な形で拡充されている。
 - 【英国】もともと自助の「チャリティ」文化あり。1997年に改組されて設立された文化・メディア・スポーツ省 (DCMS) は、規制の撤廃と競争の促進を任務に入れており、2013年以降は、優れた美術品を寄附・物納した場合に得られる税優遇制度 (年間4,000万ポンド／約57億円の枠があり、先着順) を設けるなどファシリテーター型の政策を拡充した。
 - 【フランス】伝統的に建築家型だが2003年から寄付税制を大幅に拡充した。
 - 【日本】ファシリテーター的な税優遇制度の導入も徐々に拡大している (美術品の損金算入限度額の拡大など。ただしまだ実効性は低い) 。

1.文化政策とは

(4) 日本の文化政策を実施する主体・法的根拠と現在の状況

日本はどのタイプ？

- 戦後、国立施設運営と文化財行政が中心。
 - 国の指図を受けない分野として自治体で発展。施設整備が中心。
- 芸術振興は1980年代以降に舞台芸術を中心にパトロン型の支援を設けた（芸術文化振興基金（国庫金541億＋民間寄付(出捐)153億）：運営者は芸術文化振興会（旧国立劇場））。美術や映画の支援も。
 - 芸術文化振興基金の運用益不足もあり、文化芸術振興費補助金（文化庁予算）を芸術文化振興会が事務局となり執行。

（→現在のコロナ対策「文化芸術活動の継続支援」事業と同様）

国レベルでの現在の状況

- 1980年代以降は世界的な傾向として、公的支出の説明責任が強く問われる
 - 文化は福祉などと比べて削減の圧力を受けやすい（ドイツ・フランスは例外）
- 国としての優先的な課題の中で、「文化」は重要度が高いと必ずしも考えられていない
 - 政府が人々に最もよいサービスをするためには、行政はどのような役割と責任を引き受ける、または削減する必要があるか。
 - 人口減少と高齢化の中で長期的な経済成長を確保するには？
 - 増大する福祉コストの問題をどのように解決していくか？
- 中央省庁としての文化庁は、文科省の一外局であり、予算・人員ともに乏しい。地方移転も引き受けさせられて「股裂き」状態。弱体化が懸念される（文化芸術基本法改正の背景）
- かつて結びつきが強かった教育分野との人的な結びつきが弱まり（教育セクター自体も政治的影響力が低下しており）擁護の声が広がらない

平成末期以降の日本の文化政策の傾向

• 観光を含む地方振興における文化芸術 （文化財／文化資源を含む）の利用拡大

- 内閣官房と文化庁による「文化経済戦略」の策定・公開
（2017）同戦略アクションプランの策定・公開（2018）
- 大規模な芸術祭→文化祭典法（国際文化交流の祭典の実施の
推進に関する法律（2018））
- 大規模な美術館・博物館→文化観光拠点施設を中核とした地
域における文化観光の推進に関する法律（2020.5）※「出国
税（国際観光旅客税）」財源

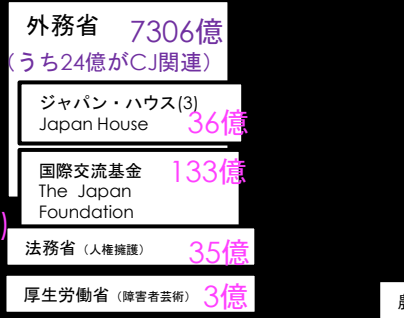
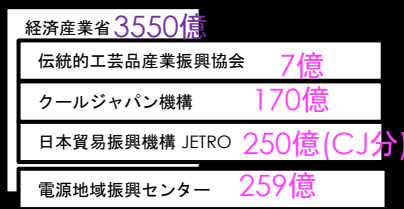
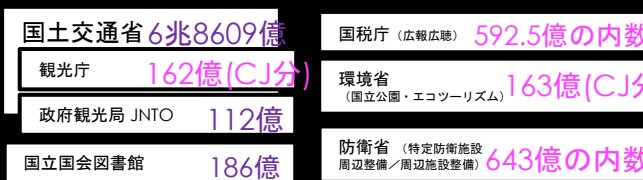
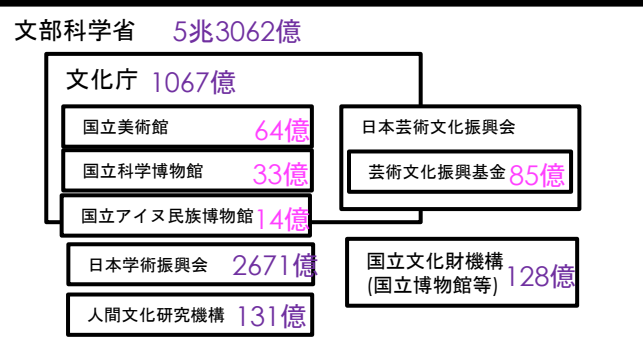
日本の文化政策は文化庁がやっている？

文化に関する施策は様々な省庁、そして地方自治体がそれぞれ別個に行っている。例として「クール・ジャパン」関連の予算は経産省、環境省、総務省、農林水産省、観光庁にあるほか、国際文化交流・発信は外務省。

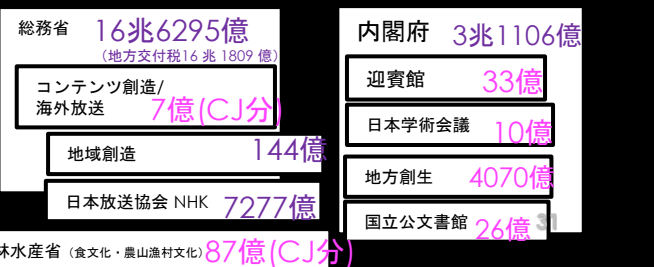
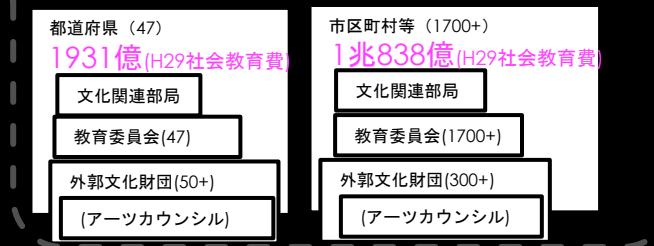
2017年の文化芸術基本法を受けた2018年の文部科学省設置法改正で、文部科学省と文化庁の役割として、それまでの「文化の振興」に加え、「文化に関する施策の総合的な推進」が新たに加わり、また文化政策の企画立案推進と関係行政の調整が追記された。しかし、他の政府機関・自治体がこれまで行ってきた個別の広報・啓発・文化行政活動を行うことを妨げるものではない。

なお、都道府県や市町村など自治体の文化行政は、法規制が及ぶ分野（放送・通信関連、文化財保護、社会教育や博物館や図書館など公の施設）を除き、1998年以降国の関与はテーマ別の補助金のみ。

<国>



<地方自治体> 法的には都道府県と市町村は同格



（観光以外の）日本の文化関連の政策における「経済」の強調

- 2017.6 文化芸術基本法改正, 同月閣議決定された「未来投資戦略2017」では「文化GDP」概念が登場し、文化GDPを2025年までに全GDP比3パーセント・18兆円程度までに拡大すること、また具体的施策として「文化芸術・観光・産業が一体となり新たな価値を創出する「稼ぐ文化」への展開を推進する」とされた。
- 2017.12 内閣官房と文化庁による「文化経済戦略」の策定・公開（その後同年8月同戦略アクションプランの策定・公開）
- 2018.3 文化芸術推進基本計画(第1期)閣議決定、「稼ぐ文化」の踏襲
- 2018.6 文部科学省設置法改正。文化庁の役割を、文化の振興に加え、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野の文化に関する施策の総合的な推進役として位置付けるとともに、政策の企画立案推進と関係行政の調整が追記される。
 - またこれまで文科本省との間で分かれていた博物館（・美術館）行政および芸術教育行政の所管がそれぞれ文化庁に集約一元化される。

国の文化政策の主な法的根拠（1）

- 国際人権規約(1966年採択、1976年発効、日本は1979年に批准)：人権の不可分な一部としての自由権的文化権（B規約19条）と社会権的文化権（A規約15条）→文化的人権
 - 背景：世界人権宣言(1949)
 - その他関連：ユネスコ芸術家の地位に関する勧告(1980)、文化のためのアジェンダ21(2004)、国連人間開発報告書(2004)
 - ユネスコ文化多様性条約(2005年成立、2007年発効。日本は未批准だが近く批准か)・ユネスコ文化的多様性に関する世界宣言(2003)および同行動計画。文化多様性条約を批准すれば法的拘束力が生じる。
- 日本国憲法(1946)：幸福追求権（13条）、表現の自由・検閲禁止（21条）、職業選択の自由と居住移転の自由（22条）、学問の自由（23条）、また解釈上は確立していないが25条の生存権規定内の「文化的な」の文言→文化的人権
- 教育関連法制：特に地方自治体においては地方自治法（1947）、社会教育法(1949)、博物館法(1951)
- 文化財保護法制：古器旧物保存方(1871)→古社寺保存法(1897)→国宝保存法(1929)／重要美術品等ノ保存ニ関スル法律(1933)→文化財保護法(1950)

国の文化政策の主な法的根拠（２）

- 文部省設置法（1949）→文部科学省設置法（1999）
戦後すぐの文部省は「非権力性」が特徴（戦争の反省＋米国型）。その後厚生省との合併による文化省設立案も企てられたが具体的検討段階には至らず。
- 美術品の美術館における公開の促進に関する法律(1998)
- 国立博物館法（1999）、国立美術館法(1999)、国際交流基金法(2003)等、独立行政法人の組織法
- 文化芸術振興基本法（2001年→2017年改正で「文化芸術基本法」に改称）
※どちらも議員立法
⇒文化芸術の振興に関する基本的な方針（第1次:2002～第4次:2015～）
（法改正後）文化芸術推進基本計画第1期（2018～2023）
- 劇場・音楽堂等の活性化に関する法律（劇場法）(2012) ※議員立法

国の文化政策の主な法的根拠（3）

- 文部科学省設置法改正（2017）「新・文化庁」
文化庁を、文化の振興に加え、文化に関する施策の総合的な推進を位置付けるとともに、政策の企画立案推進と関係行政の調整が追記される。またこれまで文科本省との間で分かれていた博物館（・美術館）行政および芸術教育行政の所管がそれぞれ文化庁に集約一元化される。
- 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律（2018）※議員立法
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（2018）※議員立法、文部科学省と厚生労働省の共同所管
- 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（2020.5）
※閣法
また文化多様性条約の批准に向けた審議が行われる可能性もある

日本の文化政策の傾向

- 行政外郭機関の形式上の「アーツ・カウンシル（芸術評議会）」化
 - アームズ・レングス原則：パトロン型を前提に、文化領域の自立性と専門性を担保するため、審査者による判断を尊重する。イギリスのアーツカウンシルにおいて特徴とされる。
 - しかし専門性を持った人々の経済的な自立と人事権的な自治権、またそれを支える社会的信用が担保されていることが前提となるため日本の行政外郭機関では基本的に妥当しない。
 - 一例として、日本芸術文化振興会(1990年に国立劇場から改称)は英語名はJAPAN ARTS COUNCILだが、歴代の役員は以前と変わらず文部科学省出身者が多くを占めており、アームズ・レングス原則は当てはまらない。
 - 公共放送への政治介入や政治家のマスコミ批判が国民の広い怒りを買う英米と異なり、日本ではアームズ・レングス原則の強みである「専門家に判断と責任を全て委ねる」ことが政府の無責任（な公金支出）と非難されるという負の側面が強い政治文化があるため、徹底しにくい。→

問題点：

- 文化への公的支出が説明責任やインパクト重視になると
 - 商業的な成功や人気のあるものへの偏りがおきがち
 - 非商業的な芸術活動の多様性（厚み）を確保することが忘れられがち
（多様性確保のためのエコシステムは文化政策のみの責任ではないとはいえ）
- 革新性を阻害せず、癒着・検閲の弊害を防ぐには、分野の専門性を保護し、分野独自の自立性／自律性（＝文化専門職の職責の保障）を高める必要
 - あいちトリエンナーレ2019の問題の際も、専門職コミュニティの議論の前に「第三者委員会」→専門職自治できていない。
 - 「表現の自由」はより根本的な価値であるし、また、必ずしも専門職としてのキャリアを積んでいない人が関わることもそれはそれで尊重すべきことではあるが、それらに比べて専門職の職責の実装・強化の議論が薄い
 - 「アームズ・レングス」は「解決策」ではない

問題点：

- そもそも何が文化政策固有の公共・公益性なのか政策上の説明が不十分。
 - あいちトリエンナーレの問題についても、トリエンナーレは文化政策の視点から見て成功だったと言えるのか？ 十分な検証が行われていない。
 - 大型芸術祭は先に例として上げた1～4のうち、3以外全ての要素を強く持つが、それらの観点から意義や問題点が説明すべきであったはず。
 1. 「文化的公平性の向上」
文化へアクセスしづらい人がいるのでアクセシビリティ（参加しやすさ）を高める
⇒観客数（特にふだん来ない層）、ボランティアとしての参加しやすさや満足度、安全性
 2. 「社会や地域への新たな視座をもたらす活動を支援する」
社会の中や地域に埋もれている人や文化的資源に光を当てる
⇒観客の期待とも重なる
 3. 「社会や地域の新たな文化的ニーズへの活動を奨励する」
防災や環境、高齢化、教育などの様々な問題への文化的なアプローチ
⇒芸術祭そのものを契機としてそのような活動が盛んになるかどうか
 4. 「文化芸術活動に携わる人たちや観客に新たな刺激をもたらすアイデアを実現する」
異質な人や他の地域・海外との交流など
⇒国際芸術祭、現代美術を扱う中心的意義と重なる
- 芸術文化振興会の「公益性」条項、「宮本から君へ」問題、あいちトリエンナーレの補助金不交付決定→一部交付決定の事件についても同様に不十分

2.文化政策の中での映画振興政策の特殊性

国・自治体による映画支援の国際的傾向（米国以外） ～文化政策全体から見た特殊性～

- 米国への対抗として産業政策的な自国産業保護・育成の観点が強い
 - 積極的な国際マーケット出展支援
 - 自国／地域文化保護を目的としたクォーター制（フランス、韓国ほか）
 - 一定の興行成績に対して自動的に報奨する制度（フランス、ドイツ等）
- テレビ局や商業映画のエコシステムがインフラとしてある
 - 放送局のクォーター制
 - 放送局の売上の一定割合を欧州映画や自国映画に投資する義務や未制作の自国映画の上映権の事前買付に当てる仕組みなど
 - ヨーロッパは多くの国が民間放送局の歴史が浅く、放送の国家統制について違和感が少ない
- 映画制作主体の各プロセスのみならず、フィルムコミッションへの援助や職業教育の実施等も行われている。国・自治体が重複して支援することが少なくない（カナダも）

※米国ではFCCによるコンテンツ所有規制があったが廃止。非商業放送への助成あり。

国の映画への支援（現在）

	芸術文化振興基金	文化芸術振興費補助金	国際共同製作映画への支援	日本映画の海外映画祭出品支援
事務局	日本芸術文化振興会		文化庁 <small>※ユニジャパンの認定が必要</small>	ユニジャパン
財源	芸術文化振興基金の運用益	文化庁予算		
支援上限額と割合	10万～1/2以内 (感染症対策別枠あり)	100万～2000万円 1/5以内	5千万～1億円 1/5以内	15万～200万円 外国字幕制作費と海外渡航費の1/2
対象 (映画関連のみ抜粋)	国内映画祭等の活動 ・映画祭A ・映画祭B ・日本映画の上映活動	映画製作 ・劇映画 ・記録映画 ・アニメーション ※2か年度助成あり	国際共同映画製作への支援 ・劇映画 ・アニメーション ・特別製作映画	・主要映画祭出品支援 (A) ・三大映画祭長編コンペティション出品支援 (B) ・自主映画製作者支援 (C)

上記のほか

- ・海外での日本映画上映等については国際交流基金の助成がある。
- ・文化庁予算でユニジャパンが海外マーケットへのブース出展支援を行っている。
- ・経産省予算で海外展開やコンテンツ開発を支援するJ-LOD事業が行われている。

参考：ドイツでの映画への支援

	映画助成協会 Filmförderungsanstalt
事務局	映画助成協会
財源	前年売上10万ユーロ以上の映画館（≒チケット）、貸ビデオ（VOD含む）業者、放送事業者（公共放送・民放）等から徴収した映画負担金（Filmabgabe）
支援上限額と割合	<ul style="list-style-type: none"> ・無利子の貸付：10～100万ユーロが上限（映画プロジェクト助成の場合） ・デジタル化への助成 ・その他受賞・商業的成功に対する報奨的な助成システム（≒自動助成）が多数あり
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・映画製作者 ・配給会社 ・映画館 ・脚本家（制作段階で2.5～3.5万ユーロ、映画化までに7.5～10万ユーロ（いずれも上限））

※大作偏重主義、受賞・商業的成功への報奨金的な助成が多い点について業界内部から賛否両論がある。
なお財源を公費以外からも得ている例はドイツ以外でも多い：

韓国：映画振興委員会KOFIC、フランス：国立映画センターCNC

また制作支出の付加価値税の一部の還付や投資組合等を通じた投資減税、債務保証、テレビ局⁴²による放映権の一定割合での購入義務付けのような施策もある（国により違いがある）

3.今後の方向性

コロナ禍以降の新たな文化政策の流れはどうか

現場からの文化政策への働きかけ

- 文化政策担当者への働きかけ
- 議員への働きかけ（ツールが必要：後述）
- 文化審議会やパブリックコメントへの参加
 - 政策を通じて改善すべき問題の分析と研究（ほとんどの政策主体は実際それができていない）
 - 団体としての声明・ヒアリング、政治家への働きかけ、特定の 이슈の盛り上げ、調整
 - 学会は増えた（日本文化政策学会、日本音楽芸術マネジメント学会、アートマネジメント学会、文化経済学会＜日本＞）が、より現場から近い場所からの力強い声と、政治家・行政・他分野を巻き込む調整能力を持つ団体が必要では。

現場からの文化政策への働きかけ

- アドボカシーを担うべき全国レベルの職能団体の例
 - 実演芸術：芸団協、ON-PAM、劇作家協会、劇団協、演出者協会、バレエ団連盟、日本児童・青少年演劇劇団協同組合
 - 映画・映像：映画監督協会、日本映画製作者連盟、日本脚本家連盟、独立映画鍋
 - 美術・写真：日本美術家連盟、日本写真家協会、美術評論家連盟
 - 音楽：日本音楽家ユニオン、日本作曲家協議会
- 職能団体はあまり増えておらず、会員の世代交代が進まずに活動・プレゼンスが縮小している団体も少なくない。
 - 企業メセナ協議会のような民間の政策研究・アドボカシー機関も同様の問題を抱えている。
 - むしろ職能団体を活性化させるための政策が必要なのではないか

(参考) 公的支出の必要性の説明：米国州立芸術機関連盟 (NASAA)が作成・配布しているPOLICY BRIEF
[HTTPS://NASAA-ARTS.ORG/NASAA_ADVOCACY/WHY-GOVERNMENT-SUPPORT/](https://nasaa-arts.org/nasaa_advocacy/why-government-support/)

- 現在の環境では（※リーマンショック以降の不況を前提としている）芸術を含むすべての支出分野が精査され、すべての公的資金は競争に晒されている。議員は、政府が芸術において正当な役割を果たしているのか、それとも非常に多くの重要なニーズが迫っているときに芸術が資金を受け取るべきなのかを議会で質問するかもしれない。
- 両方の質問への答えは、圧倒的な証拠にもとづいた「YES」だ。このポリシーブリーフは、議員、市民リーダー、ビジネスマン、教育者、文化擁護者が政府の芸術資金に関する一般的な質問に答えるのに役立つ。

1. なぜ芸術は公共セクターにとって良い投資なのか？

- 経済の活性化、基盤強化
- 教育資産
- 健康とウェルネス
- 市民の触媒
- 文化遺産の承継
- 芸術による他の政策とのシナジー効果
- 芸術の中小企業セクターへの貢献
- コミュニティの活性化
- NEAからの資金による多額のマッチングサポート効果

2. 全ての州が芸術に資金を提供していますか？

3. 現在、芸術への投資はどれくらい？

4. NEAは州にどんな影響を与えている？

- NEAのパートナーシップ基金は州が優先したい事項をサポートする
- NEAの資金は、州の芸術投資にさらなるインセンティブを与える
- NEAの資金はローカルレベルでさらなるマッチング資金のレバレッジとなる

5. 州が支出せずに連邦の資金を受けられない？

6. なぜ、基礎自治体は責任を負いきれない？

7. なぜ民間部門だけではこの仕事（芸術の支援）ができないのか？

8. 芸術は参加者だけで支えられるべきではないのか？

9. 政府が取り組むべきより深刻な問題があるのでは？

NASAAは他にもこうしたツールを配っている

In addition to their intrinsic impacts, the arts produce positive community outcomes across the United States. Here are five timely reasons that public support for the arts is a good deal for citizens and for government.

1. The arts enrich the American economy.

Small businesses, individual entrepreneurs and innovators are the heart and soul of the American economy. Arts and cultural production are growing, providing jobs and tax revenue and generating goods and services that are in demand by the public. According to the U.S. Bureau of Economic Analysis, the creative industries [generate \\$763.6 billion in economic activity and account for 4.2% of our nation's gross domestic product](#). The creative sector also offers a competitive advantage to America, generating a trade surplus of more than [\\$20 billion](#). The United States exports more arts and cultural products and services than it imports, and that's positive for job growth and our nation's overall economy.



2. The arts offer solutions for rural America.

Many rural communities were slow to rebound (or haven't yet recovered) from the recession. Arts based economic development strategies offer potent, sustainable advantages while preserving the heritage of rural communities. State arts agencies and the National Endowment for the Arts make substantial [investments in rural areas](#), boost the [capacity of rural communities](#) to improve their futures and help rural leaders pioneer the [next generation of rural development solutions](#).

3. The arts offer cost-effective health treatments that work.

Arts-integrated treatments [produce positive clinical outcomes](#) for our active-duty [military and veteran populations](#). Creative therapies help [other patient groups](#), including [older Americans](#), to recover more quickly from procedures, require shorter hospitalizations, take fewer medications, and maintain their mental, physical and social well-being.

4. The arts improve education.

Research proves that the arts [raise academic achievement](#) and prevent school dropouts. The arts teach creative thinking, analytical reasoning, effective communication and collaborative work. These competencies pave the way to student success in school, in the workplace and in life.



5. The arts offer a net gain for government.

The arts yield [\\$27.5 billion](#) in revenue to federal, state, county and municipal governments. Public funding for the arts also yields additional financial commitments, [leveraging \\$9](#) in private and earned matching funds for every \$1 invested by the government.

A vigorous democracy periodically debates the role of government and the ways the public sector can best support the prosperity and well-being of its citizens. When those questions turn to the role of government in supporting the arts, make sure the discussion is fueled by the facts!

Fiction: Eliminating the arts will help the government balance its budget.

✔ **FACT:** The arts return [\\$27.5 billion](#) in revenue to federal, state, county and municipal governments. A strong arts sector makes it easier for our government to balance its books.

Fiction: Cutting government arts programs will save a lot of money.

✔ **FACT:** The National Endowment for the Arts (NEA) receives a mere 0.004% of the total federal budget, less than 1/2 of one hundredth of one percent. Appropriations to state arts agencies constitute just [0.04%](#) of state general funds expenditures, less than one half of one tenth of one percent. Arts cuts will harm communities without achieving real savings.

Fiction: All Republicans want to cut the arts.

✔ **FACT:** The last time a Republican President occupied the White House (2001-2008), federal appropriations to the NEA [increased by \\$40 million](#). Republicans held the majority in both houses of Congress for four of those eight years. Support for the arts is pan-partisan. Republicans and Democrats alike have track records of supporting the arts because they know it's wise economic policy and is popular with constituents.

Fiction: Government support for the arts primarily benefits the urban elite.

✔ **FACT:** Government arts support ensures that rural communities and low-income groups get their fair share of the educational and economic benefits offered by the arts. [40%](#) of NEA-supported activities take place in high-poverty neighborhoods. While 15% of the U.S. population lives in rural areas, more than [25%](#) of all state arts agency grants go to these communities.



Fiction: Arts organizations are dependent on public dollars.

✔ **FACT:** Government funding is typically a small slice of the funding pie. For instance, funding from state arts agencies composes only 2.1% of total grantee revenue (source: NASAA analysis of annual statistical reports). However, these small investments pack a big punch: arts organizations use public dollars to generate earned income, secure private contributions and leverage local matching funds. Every \$1 of NEA support [leverages \\$9](#) in matching funds.

Fiction: The private sector will pick up the bill if government arts funding is cut.

✔ **FACT:** A solely private funding model would leave many American communities behind. Philanthropic giving in the United States is [geographically disproportional](#): rural areas receive only 5.5% of all grant making, a figure that has declined over time. It takes a mixture of both public and private funds to realize the full power of the arts for all Americans.

その他の意見（文化政策一般／映画支援）

- HARRY HILLMAN CHARTRAND
 - クリエイティブ産業や既存の産業の革新を刺激する道具？
 - 21世紀を生き抜くためのクリエイティブなスキルやコミュニケーション能力、共感力等を人々が身につけるのに役立つ？
- NEAなど
 - 他の公共政策分野と連携することでその効果を増せる
 - 公的資金をすこし出すだけでたくさんの民間資金が集まる
 - その他、精神医療などで代替が難しい劇的な効果が得られる？
- 映画支援についてはむしろ産業政策として強力に働きかけるべきかも？
 - 日本ではアメリカ文化への警戒感・対抗意識が薄いのが難しい？

現場からの文化政策への働きかけのアイデア

- 教育分野との再度のつながりの強化・アウトリーチ
 - 地域の学校や民間教育機関、他の社会教育施設との連携強化
 - 教育委員会や学校へのアプローチ、文化庁への要求などを、「公益性」に訴える形で検討すべきでは
- 映画分野でのアプローチ
 - 国民娯楽・教養のリーダーとしての映画のアドボカシー
 - 映画「による」教育・学習の機会づくり：学校上映の機会を増やすアプローチ
 - 例：マンガ分野における「これも学習マンガだ！」（日本財団）
 - キュレーター、映画教育・映像制作の専門家の育成と発信・連携

ご清聴ありがとうございました。

APPENDIX 補足スライド

- APPENDIX.1 戦後・昭和期以降の日本の文化行政の歴史
- APPENDIX.2 「アームズ・レングス原則」への誤解

APPENDIX.1

戦後・昭和期以降の日本の文化行政の歴史

戦後・昭和期の国の文化行政

1, 国の国内政策：統制色／政治色忌避

・・・（地方分権的な）「文化財保護」行政はあるが（中央省庁主導の）「文化振興」はほぼない時代

- 1945年9月15日文部省「新日本建設の教育方針」宣言（原文はカナ）
 - 文部省では戦争終結に関する大詔のご趣旨を奉体して世界平和と人類の福祉に貢献すべき新日本の建設に資するが為従来の戦争遂行の要請に基づく教育施策を一掃して文化国家・道義国家の根本を培う文教諸施策の実行にとつとめている
- 占領軍（米軍のCIE部）のプランに基づく教育改革の圧力を受け、自ら改革を行った（1952にCIEは解体）
- 陸海軍省・内務省は廃止されたが文部省設置法（1949）により文部省は存続。しかしできるだけ権限の弱い組織に作り変えられた（「非権力的な」「指導助言」を行う「サービス・ビューロー」）。社会教育政策として文化を所管。
 - 「指揮監督」「命令」「監督」は行わない。（ただし許認可権限や教科書事務は将来的に地方に移管するとして残った）
 - 「文部省は、その権限の行使に当たって、法律（これに基づく命令を含む。）に別段の定めがある場合を覗いては、行政上及び運営上の監督を行わないものとする」（設置法5条2項：他の中央省庁の設置法にはみられない独自の条文）
- 戦中の文化統制（主に内務省による演劇や文学の弾圧）を連想させるため「文化政策」は忌避される
 - 文化財保護行政が先行し、国としての文化振興については1968年の文化庁の設置をもってはじまった。
 - それ以前の社会教育法に基づく博物館法や図書館法（ともに1951年）は地方自治体や民間を対象とするもので国立機関は対象外。

戦後・昭和期の国の文化行政

- 文化庁の業務は予算上も1980年代まで文化財保護中心（他に著作権、国語、宗務、国際文化）で文化振興は小規模
 - 音楽・演劇・芸能・放送作品については文部省芸術祭（後に文化庁芸術祭）、またそこから派生した顕彰事業である芸術選奨（1950年～、舞台芸術に加えて美術と文学も追加）がある
 - 民間芸術団体等の活動を支援する補助金は1959年度に社会教育関係団体補助金の一部として開始。1967年度に「芸術関係団体補助金」として分離独立。1978年度には「民間芸術等振興費補助金」と改称された。
 - 民間芸術等振興費補助金は、高水準の芸術活動事業、青少年等に対する芸術普及事業、芸術関係の資料整備、芸術の国際交流促進事業等に係る経費に対して交付され、長く文化庁の芸術創作活動支援の中心的役割を担った。ただし小規模な個別後援の赤字補てんの域を出なかった。

戦後・昭和期の国の文化行政

2. 国の外交政策上の文化交流の促進

- 1960年の日米安全保障条約改定をめぐって日本で反対運動が起こり、アイゼンハワー大統領の訪日が中止に。直後、エドウィン・ライシャワーが論文「損なわれた対話」(BROKEN DIALOGUE WITH JAPAN)を発表。池田首相とケネディ大統領は、日米関係の停滞に対応し対話を促進するため、1961年に日米文化教育交流会議(CULCON)を創設、翌年から隔年開催
 - 1966年、中曽根康弘ら芸術議員連盟(現在の「文化芸術振興議員連盟」は音楽議員連盟を母体としており当時の芸術議員連盟とは直接の関係はない)の後押しで、通産省系の団体が見本市「ジャパン・アート・フェスティバル」をニューヨークで開催。後に米国各都市を巡回。
 - 1972年、国際文化交流機関として前身の国際文化振興会を母体に外務省管轄特殊法人国際交流基金が設立
- 1984年のCULCONで舞台芸術交流小委員会の設置が勧告される(その後設置～1991廃止)。
 - 文化庁は日本の現代舞台芸術を米国に派遣し公演を行う「日米舞台芸術交流事業」(1986年度開始)、また広く舞台芸術の創作活動を促進するため、創造性に富む優れた音楽、舞踊及び演劇の公演の再演を奨励する「優秀舞台芸術公演奨励」(1987年度開始)を創設。さらに、企業等民間からの積極的な協力を得て、海外フェスティバルへの参加公演や大規模な国内公演を支援する「芸術活動特別推進事業」(1988年度開始)を創設、実施

戦後・昭和期の自治体文化行政

3, 地方：「自治体文化行政」発展の時代

- 1960年代から革新首長の自治体において国からの財源上／縦割りの縛りのない地域社会振興という新たな行政領域として「文化行政」が広がる。
- 1970年代以降、地方で文化ホールや美術館・博物館の建設をはじめとする各種文化施設の建設が急増。
 - ソフト面や人材育成面の遅れが指摘され、1994年総務省（旧自治省）の外郭機関として財団法人地域創造設立。自治宝くじ等を財源に地域文化振興事業を展開。
- 1970年代以降の世界的な傾向と同じく、市民活動の活発化とともに、地域・都市アイデンティティ確立、ブランディングとも関わり、経済的志向とも結びついて複雑化。
- 1990年代以降バブル崩壊と行政改革の流れの中で荒波に晒される（後述）。

平成期以降：「文化政策」アレルギーの減衰 国が文化振興を開始、90年代は予算拡大

1, 国：文化振興の開始

- 1989年、文化政策推進会議創設（←1985年の日本芸能実演家団体協議会による「文化政策研究会」）
- 1990年、芸術文化振興基金の設立

＜民間：1987年セゾン文化財団設立。1989年アサヒビール文化財団設立。

1990年企業メセナ協議会設立、1994年から税制優遇が受けられる「助成認定制度」を開始。＞

- 1996年、アーツプラン21。21世紀の文化立国を目指した芸術支援事業（30億円規模）

日本を代表する芸術団体への重点支援、海外フェスティバルへの参加や海外公演、国内の国際フェスティバルへの支援など。それまで国の芸術文化への支援は、規模も小さく、個別公演の赤字補填的なもので、支援対象が幅広いことから、「ばらまき」との批判もあった。アーツプラン21は、舞台芸術の水準を高めるため、各分野で牽引車的な役割を果たしている芸術団体を対象に、年間を通じた公演活動費の3分の1を限度に重点的に支援するというもので、初年度は15団体にそれぞれ数千万円から1億円の支援が実現した。翌年度以降も文化庁の目玉事業として拡大が続く。

- 1997年、従来の文化庁芸術祭に加え文化庁メディア芸術祭がスタート。新国立劇場開館
- 2001年、文化芸術振興基本法（超党派の音楽議員連盟による議員立法）成立・施行

2000年代：2002年で文化庁予算は頭打ちで以降20年間ほぼ同額（約1000億円）

1、文化庁：文化振興の頭打ちと経済政策への接近

- 2002年、アーツプラン21、文化芸術創造プラン（新世紀アーツプラン）に改組、予算120億円、原則3年継続。芸術拠点形成事業も開始
- 2005年、文化芸術創造プランの3年継続が廃止。その後も後援や事業ごとの支援へ変更され支援対象も拡散し支援額は低下。総額で見ても、2006年ごろをピークに文化庁から芸術団体への直接助成は減少
- 2009年、民主党政権の事業仕分け、芸術創造活動特別推進事業
- 2012年、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律成立・施行、文化芸術振興費補助金
- 2017年、文化芸術振興基本法、文化芸術基本法に名称変更／改正。

文化庁京都移転が決定、2021年度中の本格移転を目指す。

内閣官房と文化庁、「文化経済戦略」を策定・公表

- 2018年、国際文化祭典法成立・施行。文化庁大幅改組（新・文化庁）

文化部・文化財部の2部制廃止、

博物館行政と芸術教育行政がはじめて文化庁に集約一元化

- 2020年、出国税財源で博物館の観光拠点化について初の閣法が提出される見込み

平成期以降： 地方の行財政改革によるダメージ

2, 地方：行政改革に伴う文化行政の縮退

- 地方の社会教育施設（美術館・博物館・図書館）に関する国からの補助金が平成9年度限りで廃止。一般財源化（自治体に税源移譲）され、財政面で国の関与が困難に

→自治体の文化行政／社会教育施設運営の責任は高まったが、多くの施設において財源は削られる傾向に。2003年以降の指定管理者制度の導入もこの傾向に拍車。

（財源移譲は地方分権改革の推進に伴い全国知事会など地方六団体の要望でなされた）

- 2011年、財団法人地域創造、宝くじ広報財源がカットされ活動規模を大幅縮小
- 2012年、劇場・音楽堂の活性化に関する法律が成立・施行 ※議員立法
- 2017年、文化芸術基本法改正で地方文化芸術推進基本計画の策定が努力義務として規定される

平成末期以降の文化政策の傾向

1, 国（文化庁・外務省）：

観光を含む地方振興とソフトパワー外交、都市間競争における文化芸術（文化財も）の利用

- 2012「東アジア芸術創造都市」構想→後の「東アジア文化都市」：尖閣問題を経た日中韓友好
- 2013 安倍首相のASEAN文化外交「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」国際交流基金アジアセンター（第2期）発足：中国・韓国を対象外とした東南アジア重視の打ち出し
- 2015文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次方針）：オリパラ重視
- 外交上の宣伝のため「ジャパン・ハウス」が構想されロンドン・サンパウロ・ロサンゼルスに設置
- 2017.6 文化芸術基本法改正, 同月閣議決定された「未来投資戦略2017」では「文化GDP」概念が登場し、文化GDPをを2025年までにGDP比3パーセント程度、18兆円までに拡大すること、また具体的施策として「文化芸術・観光・産業が一体となり新たな価値を創出する「稼ぐ文化」への展開を推進する」とされた。
- 2017.12 内閣官房と文化庁による「文化経済戦略」の策定・公開（その後同年8月同戦略アクションプランの策定・公開）
- 2018.3 文化芸術推進基本計画(第1期)閣議決定、「稼ぐ文化」の踏襲
- 2018.6 文化祭典法（国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律）、7月ジャポニスム2018（パリ）
- 2020..5 文化観光推進法 美術館・博物館の観光拠点化 ※「出国税」が財源

平成末期以降の文化政策の傾向

4, 地方 :

行政外郭機関の名目上の「アーツ・カウンシル（芸術評議会）」化

- アームズ・レングス原則 : パトロン型を前提に、文化領域の自立性と専門性を担保するため、審査者による判断を尊重する。(詳細はAPPENDIX.2を参照)
- 専門性を持った人々の経済的な自立と人事権的な自治権、またそれを支える社会的信用が担保されていることが前提となるため日本の行政外郭機関では基本的に妥当しない。
- 一例として、日本芸術文化振興会(1990年に国立劇場から改称)は英語名はJAPAN ARTS COUNCILだが、歴代の役員は以前と変わらず文部科学省出身者が多くを占めており、アームズ・レングス原則は当てはまらない。
- 公共放送への政治介入や政治家のマスコミ批判が国民の広い怒りを買う英米と異なり、日本ではアームズ・レングス原則の強みである「専門家に判断と責任を全て委ねる」ことが政府の無責任(な公金支出)と非難されるという負の側面が強い政治文化があるため、徹底しにくい。→日本学術会議の任用問題

現在の国レベルの文化政策における問題点の例

- 2017年芸術基本法で文化庁による各府省の連携推進が規定された。
 - 文化事業はむしろ府省庁連携・協力によって有益な機会と捉えるべきで、多くの府省が協力し、また民間もパートナーシップに入る形をより模索すべきではないか。
 - 他方で文化政策の固有のテーマは基本計画その他を見てもわかりにくい。総花的・現状追認的で成果も見えづらい
 - 内閣官房と文化庁は2017年末に「文化経済戦略」を、2018年8月に「文化経済戦略アクションプラン2018」を発表。関係府省庁連携の下、文化と他分野が一体となって新たな価値を創出して、文化への再投資につなげ、自立的・持続的に発展していくことが目的。
 - しかし実態では、事業仕分け以降、府省の文化分野でのデマケーションの重複に対して総務省等から指摘が入るなど厳しい目に晒されており、その結果、連携について関係府省が及び腰になっており、また文化庁に調整を行う人員や権限が不足。上記のアクションプランにおいても、既に関係府省庁がバラバラに取り組んでいる状況を束ねて見せている側面が強い
 - 一案として「主催」「共催」「協賛」「後援」といった名目上のランク付けをやめて、例えば実体が委託契約や実行委員会による運営であっても、「連携・パートナーシップ」に揃えるべきでは。
- 非営利的な芸術団体・芸術機関（・芸術家や関連従事者）への支援が、量的にも質的にも不十分なだけでなく継続性や活動の質の向上に向けた「戦略」が共有されていないのでは。⇒「継続支援事業」以降？

APPENDIX.2

APPENDIX.2 「アームズ・レングス原則」への誤解

「アームズ・レングス原則」

- 「アームズ・レングス」は西欧社会の権力抑制・癒着防止・公正性確保に必要とされる「独立性」。個人に認められる言論・表現の自由ではなく公益上のルール。）「アームズ・レングス」は独立性を指す一般用語であり、文化政策用語ではなく、「公的資金の配分」と結びついた概念でもない。
 - 司法と立法と行政の権力分立（司法の独立性は他より強いはずだが、アームズ・レングスにはそのような強さ／程度を表すニュアンスはない。法的に強制されている場合もそうでない場合も両方含む。独立性を持つという程度の意味。）
 - 米国やカナダ、ドイツ、スイスなど連邦制の国において、憲法上州が有する権限と、それを調整する国の機関の関係。（例：米国の州が持つ公教育の権限と教育省、ドイツの州の文化高権と文化省）
 - 政府高官が任期中の利益相反を回避するために、金融資産を本人の支配から遠ざけて管理させる規制
 - 政府への報道機関の独立性（警察が発表する情報を受け取る記者とその警察との関係などを含む）
 - 人権擁護や特定の機密データの監視を行う、公的なオンブズパーソンが政府から独立して働くこと
 - 学問研究に対して研究資金配分を研究者コミュニティに委ねること
 - 文教行政や住宅行政など長期的な行政において、行政執行団体を政治の影響から遠ざけて独立させる
 - 親会社と子会社のような利害関係が共通する二者間取引において市場と同様の条件で取引を行うこと

「アームズ・レングス原則」

- もともと英国のアーツカウンシルが発足した1945年に、初代総裁ケインズのラジオ演説で、以前のナチやスターリン体制化のソ連（工作技師型）を念頭においてそれと一線を画することが謳われた（ハリウッドとも一線を画し、商業芸術以外の育成の重要性も同時に強調された点に注意）
 - しかし日本では「アームズ・レングス」が表現／芸術の自由との関係で語られがち
 - だが、表現の自由や中立性、政治的影響力からの切断を強調すると、単なる形式的な行政形態の問題として第二の教育委員会ができるだけ。本来むしろ重要なのは、芸術の専門家の「専門職の職責」の概念。こちらは「学問の自由」に近い。「文化政策を専門的・中長期的・戦略的に行うための政治権力からの切り離しと（精神的・経済的）自律性の確保」が重要。
（なお、教育委員会は日本の文教行政におけるアームズ・レングスの機関であるが、自治体の文化行政が教育委員会以外のところで発展した経緯から、関連して説明されない傾向）
- アームズ・レングス原則は、英国アーツカウンシルと同様のパトロン型の文化芸術支援政策において強く妥当するが、他の3つの型においては必ずしも妥当しない。日本では1980年代以降に文部（文科）省・文化庁が文化振興行政に本腰を入れ始めた際に、戦中の全体主義的文化政策回帰への懸念に対する応答として説明されてきた（「内容不関与の原則」ともいう）。→2001年文化芸術基本法の「文化芸術活動を行う者の自主性の尊重」「自主的な活動の促進」